

淀川水系流域委員会 猪名川部会ニュース No.30

2006年2月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

みずほ情報総研 株式会社

研究員：吉岡、篠田、鈴木、熊谷、松本
事務担当：山根

〒541 0042 大阪市中央区今橋4 2 1 (大阪富士ビル8階)

TEL: (06) 6222-5870 FAX: (06) 6222-5871

E mail : yodogawa@gene.mizuho_ir.co.jp

●流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

No.30

2006年2月発行

淀川水系流域委員会

猪名川部会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

CONTENTS

- 第30回猪名川部会の内容 P. 1
- 第30回猪名川部会の説明資料より抜粋 P. 3
- 配付資料リスト P. 7
- 猪名川部会 委員リスト P. 8
- これまで開催された会議等について P. 9
- 配付資料及び意見書の閲覧 入手方法 ご意見受付 P. 10

平成17年12月13日(火)、第30回猪名川部会が開かれました。



【天満研修センターにて】

◆ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局／淀川河川事務所／琵琶湖河川事務所／大戸川ダム工事事務所／淀川ダム統合管理事務所／猪名川河川事務所／猪名川総合開発工事事務所／木津川上流河川事務所／水資源機構 関西支社／滋賀県 土木交通部河川課／京都府 土木建築部河川計画室／大阪府 土木部河川室／兵庫県 土木局河川計画課／奈良県 土木部河川課／三重県 伊賀県民局 等

* ユスレタは最新号、バックナンバとともに、ホームページでもご覧頂けます。

第30回猪名川部会の内容

審議資料1「淀川水系5ダムの調査検討についての意見（案）」の「1はじめに」「6余野川ダム」の通説がなされた後、意見交換がおこなわれました。

第30回猪名川部会結果報告

庶務作成

開催日時：2005年12月13日（火）16：40～19：00

場所：天満研修センター 9階 イベントホール

参加者数：委員15名、河川管理者9名、一般傍聴者57名

1. 決定事項

- ・「淀川水系5ダムの調査検討についての意見（案）」に対する意見は12/15 24時までに提出する。

2. 報告の概要

庶務より、審議資料1「淀川水系5ダムの調査検討についての意見（案）」の「1はじめに」「6余野川ダム」の通説がなされた後、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

○「1はじめに」に関する意見交換

- ・「1環境面から見たダムについての基本的な考え方」に「新たな環境改善策を施して環境修復を試みることを全面的に否定するものではない」とあるが、今となっては、当然やるべきことだ。全て削除するか、「全面的に」を削除してはどうか。

←「川が川をつくる」という理念もあるので、全文削除するはどうかと思う。

- ・丹生ダムの効果として「瀬切れ解消」が検討されていた。環境改善を理由にしたダム建設という考え方方に歛止めをかけるためにも、この文章は必要だ。

- ・河川管理者は川づくりの基本的な考え方を「生態系が健全であってこそ人が持続的に生存し、活動できる。川が川をつくることを手伝うという考え方を念頭に実施する」として、環境にウェートを置いている。これを受け、委員会の意見書にも「人間生存に不可欠」という意味合いの文言を書いておかないといけない。

- ・利水についてもう少し書き込んでおく必要がある。例えば、川上ダムの項では「0.3m/sの利水が本当に必要なかどうかを検討する必要がある」としている。このような趣旨を「1はじめに」にも書き込んでおいてはどうか。

←「1はじめに」は河川管理者の調査検討に対する意見だ（ダム意見書WGリーダー）。

- ・流域委員会の提言で掲げた理念の中で、河川環境の悪化は「将来における人間の生存の基盤をも脅かすものである」としている。「人間生存に不可欠」は今回の意見書に初めて出てきた言葉ではない。

←「人間生存に不可欠」という言葉は、ダムの評価に関わる問題だ。主体を人間において評価であれば「人間生存に不可欠」という言葉はおかしくない。このままでよい。

- ・「人間生存に不可欠」という表現は極端な表現だ。この表現は「ダムは容認できない」という意味だと受け止めている。ただ、「1環境面から見たダムについての基本的な考え方」の結論の4行には違和感がない。最初の4行と結論の4行は論旨が一致していない。その地域の環境が本当に重要であれば保護する法令等で対応すればよい。保護する法令がないのであれば、治水面からダムを考える余地がある。

←「人間生存に不可欠」を否とするのであれば、委員会としての対応が必要だ。「人間生存に不可欠」という言葉は、国の自然再生推進法、大阪府の自然環境保護条例、日本弁護士会の人権擁護大会宣言でも使われており、極端な表現ではない。むしろ、「人間生

存」の解釈が問題になるだろう。どのような意味なのかをコメントしておいた方がよいかもしれない。

←「1環境面から見たダムについての基本的な考え方」の結論の4行が適切な表現だ。「人間生存に不可欠」という表現についてはもう少し考えたい。

←過剰に環境に手を加えすぎてしまった状況の中、環境寄りの考え方から「人間生存に不可欠」という考え方方が出てきた。「その時代の環境に応じた」という言葉を「人間生存」の前に追加してはどうか。

←「人間生存に不可欠」に違和感は感じない。環境派の夢を語っている部分だと思っている。委員会としての意見は、「1環境面から見たダムについての基本的な考え方」の最後の4行だ（ダム意見書WGリーダー）。

←環境の重要性と環境の理念を「人間生存に不可欠」という言葉で表現している。具体的な内容は「1環境面から見たダムについての基本的な考え方」の結尾の4行だ。「人間生存に不可欠」という言葉を厳格に受け止めれば異議が生じるということだろう。意見書の「人間生存に不可欠」は厳格な意味ではなく、「人間生存」という言葉で環境の重要性を宣言するという趣旨だ。

←やはり表現の問題だ。「人間生存に不可欠」という言葉は一人歩きしてしまう。

←そこまで心配する必要はないだろう。表現はダム意見書WGで検討する（ダム意見書WGリーダー）。

○「6余野川ダム」に関する意見交換

・「6.2 環境への影響」では「変化した地域の自然環境をいかにして復元するかの検討が必要である」とされている。しかし、北山川はすでに道路の下に埋まっており、はたして、これを元に戻す必要があるのか。一方で、導水トンネル付近の暗渠や調整池によって北山川が改変されているので、何らかの取り組みが必要だ。ただ、それが「復元」なのかどうかは疑問だ。余野川ダムがなくなれば箕面市の市道付け替えの必要性はなくなる。市道こそ元の環境に戻すべきだ。

←生態学会のガイドラインでは、「回復」は自然の力で戻っていく場合に用い、人為的な力が加わる場合は「復元」を用いることにしている。この場所では人為的な力が必要なため、「復元」としている。復元目標としては、ダム以前の河川に戻してほしいと考えている。

・銀橋開削への評価として、P29「(1)多田地区の治水」で「開削は妥当だ」という意見があつてもよい。

←あくまでも調査検討への意見であるため、評価はできるだけ避けるという方針で意見書を作成してきた。ダム意見書WGで検討したい（ダム意見書WGリーダー）。

←銀橋開削の妥当性については、「1はじめに」で述べているので、再度述べる必要はない。

・P30「(2)猪名川下流の治水」で、総合治水について述べるべきではないか。猪名川流域は総合治水のモデルとしての各種の流域対策をやってきた経緯がある。「実効性のある総合治水対策を進めるべき」という意見を書いておくべきだ。河川管理者が呼びかけても地元は関心を持っていないので、総合治水の重要性を指摘しておく必要性がある。

←総合治水対策は、河川管理者の調査検討内容に含まれていなかった。意見書に書くべきかどうか、ダム意見書WGで検討したい。

4. 一般傍聴者からの意見聴取：一般傍聴者2名より発言があった。主な意見は以下の通り（例示）。

・意見書ではダムの耐震基準についても触れておくべきだ。

・猪名川の宮園橋上流で堤防強化が行われているが、阪急の鉄橋付近の余裕高は40cmしかない。堤防の高さも低いので、越水対策を早く進めていくべきという意見を追加して頂きたい。

第30回猪名川部会の資料より抜粋

■審議資料1より

第30回猪名川部会では、審議資料1「淀川水系5ダムの調査検討についての意見(案)」を用いて委員間で意見交換がおこなわれました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。

051206版

1はじめに

ダムは治水あるいは利水の面で一定の効果をもつ。このため、とくに1950年代以降、大規模なダムが全国の河川に多数建設されたが、これらが各河川の治水あるいは利水の安全度を飛躍的に向上させ、日本の産業・経済の発展と市民生活の安全・安心に多大の貢献をした。しかし、ダム建設がダム周辺ならびに上下流域の自然環境および社会環境に重大な変更をもたらしたものを見逃せない事実である。

97年に改正された河川法は、河川管理の対象としてこれまでの治水と利水のほかに「河川環境の保全と整備」を新たに加えるとともに、「地域の意見を反映した河川整備の計画制度」を導入した。この河川法改正の理念を「具体的な河川整備にどう活かすか」がいま問われているとの認識のもとに、淀川水系流域委員会の環境・治水・利水のそれぞれの面からみたダムについての基本的な考え方を、まず示しておきたい。

1.1 環境面からみたダムについての基本的な考え方

ダム建設は、基本的に自然環境に対して明らかに負の影響をもたらす。したがって、環境の観点から考える場合、ダム建設により起こりうる環境負荷を治水あるいは利水の効果と比較し、治水あるいは利水の効果が、自然環境に及ぼす負の影響にもまして、人間生存に不可欠と認められる場合にはじめてダム建設が容認される。

ダムを建設しようとする場合、ダム建設による自然環境の得失と環境改善効果について科学的な評価を、多分野にわたるさまざまな視点から行う必要がある。例えば、ダム建設以前の自然環境との比較、既存のダムが上下流の自然環境に現在与えている影響についての詳細な調査・検討、ダム以外の代替方法との環境改善効果の比較、建設後に予測される自然環境に対するリスクの規模(結果の甚大性)と不可逆性、さらに影響の将来予測等の視点から総合的に評価することが求められる。

流域委員会は、人為的改变により生じた環境悪化を回復する目的で、新たな環境改善策を施して環境修復を試みることを全面的に否定するものではない。しかし、ダム建設の目的を環境修復とする場合は、まず自然環境の悪化を生じさせた人為的行為を見直し、その後にダム建設等による環境修復をはかるべきである。例えば、琵琶湖の水位低下抑制のためにには、瀬田川洗堰の操作規則を見直し、琵琶湖本来の水位変動に復することを検討すべきであり、流水の正常な機能の維持については、なにが正常であるかを検討し、自然環境を悪化させている人為的行為を改善することが前提である。

予防原則・安全側に立った環境の評価は、①評価に資すべく得られた資料からはリスク評価を科学的にできない場合、②評価を試みたが、科学的な不確実性が解決されないために一定の結論に至らなかった場合、③環境に対する重大な影響または回復不可能な状況が予測される場合、に適用できるとされている。自然環境への影響については限られた時間内に予測される環境影響のすべてにわたって科学的に厳密に評価することはきわめて困難であり、影響が甚大かつ不可逆的な状況が推測される場合は、予防原則による評価を採用することが基本となる。

結論としていえば、ダムは自然環境に多大な負の影響を与えるため、自然環境の回復・

保全という視点からすれば、その建設は基本的に避けなければならない。自然環境への影響とダム建設との因果関係が実証されなくても、不可逆的で重大な負の影響を及ぼす恐れがあると予測される場合は、予防原則に則り、ダム建設を極力回避するようにしなければならない。

1.2 治水面からみたダムについての基本的な考え方

これまでの治水は水害の発生防止を目的としてきた。すなわち、河川の重要度に応じた年超過確率を設定し、雨量の引伸ばしや洪水群のカバー率という操作を適用して算定される「基本高水」に対して、河道の流下能力が不足すれば、ダムや遊水地により洪水流量を抑制するという方式を探してきた。

この方式には、①超過洪水への配慮が足りない、②目標達成の目途が立たない、といった問題がある。①については、スーパー堤防やさまざまなソフト対策を含んだ総合的治水対策による是正が試みられつつあるが、②については、とくにダム建設が計画通り進まないことが大きな障害となっている。

ダムの洪水調節機能が大きいことは確かであるが、残流域の洪水に対する調節機能はなく、また計画規模以上の洪水に対しては調節機能が低下するうえに、上下流の連続性を遮断し、環境にも負の影響をもたらす。

一方、洪水防御の最前線である河川堤防は、多くが河床の土砂で逐次強化を重ねられた歴史的産物であるため、必ずしも防災構造物として十分信頼できるものではない。このため堤防を強化することが重要であるが、最近まで検討しようとされなかつた。とくに越水を対象とした堤防強化はいまだに検討の対象外とされている。これらがダム計画と無関係であったとはいえない。

したがって、これから治水は、流域の実情を精査するとともに将来を展望し、流域に最も適合した治水方式を選択する必要がある。この際、各流域が元来備えてきた潜在的な治水機能を尊重することが重要であり、新たなダムの建設は他に実行可能で有効な方法がない場合の「最後の選択肢」とすべきである。

1.3 利水面からみたダムについての基本的な考え方

日本の地形は急峻であり、しかも降雨は梅雨期と台風期に集中するため、利水面では水を貯留することが不可欠である。このため古代から農業用ため池が全国各地につくられ、農作を支えるとともに、「池の文化」と称されるほどわれわれの生活に密着してきた。近代になって、人口が増加し、産業・経済が発展するとともに、水需要は大幅に増加し、1950年代から70年代の高度成長時代にかけて、利水を目的とした大規模なダムや堰が多数建設された。とくに淀川水系では72年に始まった国際的プロジェクトである琵琶湖総合開発事業も加わり、地域の発展に大きな役割を果たしてきた。

しかし河川の流量はもともと有限であり、取水量に河川環境の保全面からの制約もある、限界なく水資源を開発することはできない。さらに水資源開発に用いる大規模なダムや堰はいずれも河川およびその周辺の自然環境を悪化させるという基本的な欠陥を有している。

このため流域委員会は、これまでの利水の「水需要予測の拡大に応じて水資源開発を行う」という方式を、「水需給が一定の枠内でバランスするように水需要を管理する」という方式へ転換するよう提言した。これには精度の高い水需要予測を行ふとともに、節水・再利用・雨水利用・用途変更などにより水需要を抑制する必要がある。同時に、利用者も、水は大切な資源であることを認識し、水使用の抑制に努めなければならない。

安定成長期といわれる現在では水需要そのものが漸減傾向にある。今後の日本の急激な人口減少の予測や水を大量消費しない産業構造への移行傾向を考慮すると、少なくとも河川整備計画が対象とする20~30年の間は、水需要が増大傾向に転ずるとは考えられない。

したがって、異常漏水や少雨化傾向といった気象現象に関連した水資源環境の変化が認められないかぎり、利水を目的とした新規ダムの建設を行わず、水系全体で安定した利水の枠組みを構築する必要がある。

6 余野川ダム

6.1 余野川ダムの経緯

余野川ダムは、猪名川の左支川余野川のさらに右支川である北山川に建設計画された高さ79.0mで総貯水量1760万m³の重力式コンクリート・ダムであり、余野川と北山川のダム貯水池を導水トンネルで連絡し、余野川の洪水および平常時の河川水の一部を分派導水しようとしている。ダムの流域面積は余野川の22.8km²と北山川の5.0km²を合わせて27.8km²である。

余野川ダムの計画当初の主たる目的は、①神崎川・猪名川等の洪水調節、②箕面市・阪神水道企業団の新規利水の確保、であった。

しかし、その後の調査検討により、猪名川狭窄部(銀橋)の上流多田地区の浸水被害の軽減を優先することになり、一庫ダムの利水容量の一部を余野川ダムに振替えるなどの案が検討されたが、いずれの案も効果が小さいことが判明した。一方、水需要予測の精査検討の結果、箕面市および阪神水道事業団のいずれもが全量撤退の見込みとなった。

このような状況のもとで、05年7月に発表された新たな「方針」では、余野川ダム事業は「当面実施せず」とされた。

6.2 余野川ダム事業に関わる今後の課題

6.2.1 猪名川の治水

(1) 多田地区の治水

狭窄部(銀橋)の上流に位置する多田地区は洪水のたびごとに氾濫が繰り返され、周辺の低地は農地として利用されるのみであった。1913年に能勢電軌鉄道(現能勢電鉄)が能勢口(現川西能勢口)から一の鳥居まで開通してから、多田地区にも人が見られるようになつたが、現在のように住宅が密集するようになったのは60年代以降であり、浸水被害が頻発するようになった。

これまで河川管理者は、狭窄部(銀橋)上流の治水目標として、狭窄部を開削することなく、既往最大規模の洪水に対する浸水被害を軽減するとしてきた。その後の調査検討により、狭窄部(銀橋)の部分開削に方針変更し、目標流量もつぎのように変更した。

まず、猪名川流域の代表的な11洪水について、河道および流域の土地利用は現況の整備状況とともに一庫ダムは現行操作(150m³/sの一定放流)で設定した場合の銀橋地点のピーク流量を計算した。計算結果によると、第1位が60年8月の1,628m³/s、第2位が83年9月の1,015m³/sとなつたが、河川管理者は上記第2位の洪水を目標洪水とした。その理由として「第1位の昭和35(1960)年8月洪水は、他の洪水と比べてとくに大きな日雨量を示し、かつ1山目が猪名川上流域に、また2山目が一庫大路地川流域に偏って降った特異な降雨パターンであった」「小戸地点流域平均雨量も374.6mm/日は他の狭窄部上流と比較しても大きい」を挙げている。

「いかなる大洪水に対しても壊滅的被害を回避・軽減する」いう治水の理念からすれば、目標洪水はひとつ目の目安に過ぎないが、具体的な河川対応策を策定するうえでの基本量であるため、その選択には慎重を期す必要がある。たとえば、上記の第1位は、『偶然性が支配するとはいえ、実績の降雨は自然の警告である』『374.6mmという日雨量は特異といふほど大きなものではない』ということとも考慮すべきである。また、狭窄部(銀橋)を開削した場合の下流の安全性を代表的な実績洪水あるいは既往最大規模の洪水に対して検討し、許容開削量を定めることについても検討する必要がある。

いずれにせよ、目標洪水を超える洪水が発生する可能性はつねにあるので、それに対しては堤防強化、土地利用の規制や警戒・避難体制強化などの流域対応で壊滅的な被害を回避するようにするべきである。

(2) 猪名川下流の治水

狭窄部(銀橋)の開削は下流の洪水流量の増加をもたらす。河川管理者の調査検討によると、83年9月洪水あるいは総合治水対策が目標とする洪水に対しては新たな対策は不要であるが、超過洪水に対しては、狭窄部の開削の影響が現れ、新たな対策が必要との結論が

示された。

その具体的対策の対象とされたのが余野川ダムと河道掘削である。両者のうち河道掘削が、事業費の点で圧倒的に有利であることから、採用しているが、妥当な選択と評価できる。

しかし、問題はどのような掘削をするかである。河川管理者の調査検討によると、中州の平水位以上を主たる掘削対象としているが、流下能力の増大という観点からは、高水敷の切下げなどについても検討する必要がある。井堰の改築や撤去については必要性について慎重に検討するとともに、6.2.2に示すような環境への配慮が必要である。また、猪名川0.0~3.0km地点の流下能力が小さいため、神崎川を含めて、河床掘削についての検討が必要である。

猪名川の下流沿川には人口と資産が集中しており、堤防の強化は緊急の課題である。この地域では多数の人家が堤防近くまで進出しているため、通常の腹付け工法の適用は困難であり、新たな強化工法の適用が必要である。これまでの堤防強化では浸透と侵食のみが対象とされているが、越水についての配慮が不可欠である。

なお、堤防の脆弱性および背後地の重要度等を勘案した堤防強化の場所や優先順位についての調査検討結果が示されているが、計画的な進捗が図られるべきであり、施工順序および時期についても明らかにする必要がある。

6.2.2 環境への影響

洪水時の水位を低下させるための掘削対象として、猪名川の河川環境に配慮して、主に中州の平水位から上の部分としているが、必ずしも妥当ではない。中州でも自然環境上重要な場所は保全措置をとることが必要である。

また、高水敷を切下げる場合は、現在供用されている河川公園の縮小や廃止の問題も検討すべきである。このことにより水域から陸域への河川の横断方向での連続性を確保でき、自然環境がよりよく保護されるであろう。また、掘削形状については、河川の変動特性や自然環境の保全を十分考慮して決定すべきである。

中州の掘削とともに、井堰の改築や床固の撤去が予定されているが、河川の緩断方向の連続性の確保を配慮して、魚道の設置などを検討する必要がある。

河道掘削等における基本的な考え方としては、まずは現在自然環境保全上特筆すべき重要な種や生態系の保全を図ることが必要である。その上で「現状で冠水頻度が減少し、干陸化した中州等において、平常時の水位との差を小さくし、冠水頻度を高めるような掘削を行う」、「水際部を緩傾斜化し、水陸移行帯を確保する」、「干涸の保全等、河床形状の多様性を有した環境を保全する」、「環境の復元方法、対象種等により、適切な追跡調査期間、調査方法を立案し、モニタリングを行うとともに、河川環境の反応や影響を把握・評価して、必要に応じ改良する」「植物の結実期、鳥類や昆虫の繁殖期等に配慮する」など、河川環境の保全・再生に配慮することは、最低限必要な措置である。

なお、北山川のダム予定地とその周辺では、ダム建設を前提とした道路および北山川の付替工事や、樹木の伐採等によって自然環境がかなり損なわれている。それによって変化した地域の自然環境をいかにして復元するかの検討が必要である。

また、これまでの調査検討結果については、今後HP等で公表と述べられているが未だに公表されておらず早急に公表されることを要望する。

6.2.3 関連事業

「水と緑の健康都市」などの関連事業については、誠意ある対応が望まれる。

6.2.4 地域社会への影響

余野川ダムの計画にあたっては、地元をはじめとする地権者らの協力があった。今回の方針で河川管理者はこの計画を「当面実施しない」としたが、計画変更に伴う混乱を解消することへの誠意ある対応が望まれる。

(資料の全文は流域委員会ホームページでご確認いただけます)

配付資料リスト

●第30回猪名川部会 配付資料

資料リスト		資料請求No
議事次第		i30-A
報告資料1	第29回猪名川部会（H17.10.23開催）結果報告	i30-B
審議資料1	淀川水系5ダムの調査検討についての意見（案）	i30-C
その他資料	委員会の今後のスケジュール	i30-D
参考資料1	委員および一般からのご意見	i30-E
参考資料2	新聞記事集	i30-F

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.10の「配付資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。

猪名川部会 委員リスト

2005.12.12現在
(五十音順、敬称略)

No.	氏名	対象分野	所 属 等	兼任状況
1	池淵 周一	水資源・水循環	京都大学防災研究所 教授	琵琶湖部会 利水・水需要管理部会
2	角野 康郎	植物	神戸大学理学部 教授	琵琶湖部会 住民参加部会
3	金盛 弥	洪水	元大阪府副知事	淀川部会 利水・水需要管理部会
4	澤井 健二	河川敷・水面利用	摂南大学工学部 教授	淀川部会 住民参加部会
5	高田 直俊	洪水、 河道形状・土砂移動	大阪市立大学 名誉教授 社団法人 大阪自然環境保全協会 会長	淀川部会 利水・水需要管理部会
6	千代延 明憲	住民連携	流域住民	淀川部会 利水・水需要管理部会
7	本多 孝	住民連携	IPNET-Jインターブリテーションネットワーク・ジャパン 事務局長	淀川部会 住民参加部会
8	三田村 緒佐武	生態系、住民連携	滋賀県立大学環境科学部 教授	琵琶湖部会 住民参加部会
9	村上 興正	生態系、動物、景観	同志社大学 嘱託講師	淀川部会 住民参加部会
10	村上 哲生	水質	名古屋女子大学 教授	木津川上流部会 住民参加部会

これまで開催された会議等について

委員会	琵琶湖部会	淀川部会	猪名川部会
第1回 ~第6回	平成13年開催	第1回 ~第10回	平成13年開催
第7回 ~第15回	平成14年開催	第11回 ~第20回	平成14年開催
第16回 ~第27回	平成15年開催	第21回 ~第23回	平成15年開催
第28回	H16/10/13 (水)	第24回	H16/8/25 (水)
第29回	H16/11/8 (月)	第25回	H16/9/17 (金)
第30回	H16/12/15 (水)	第26回	H16/10/19 (火)
第31回	H16/2/26 (木)	第23回	H16/11/2 (火)
第29回	H16/5/8 (土)	第27回	H16/11/30 (火)
第30回	H16/6/22 (火)	第28回	H16/12/18 (土)
第31回	H16/7/29 (木)	第29回	H17/4/11 (月)
第32回	H16/8/24 (火)	第30回	H17/8/22 (月)
第33回	H16/9/29 (水)	第31回	H17/9/13 (火)
第34回	H16/10/25 (月)	第32回	H17/10/21 (金)
第35回	H16/11/16 (火)	第33回	H17/12/13 (火)
第36回	H16/12/20 (月)	ダムWG	3ダムサブWG
第37回	H17/1/11 (火)	第1回	H16/7/11 (日)
第38回	H17/1/22 (土)	第2回	H16/7/18 (日)
第39回	H17/2/5 (土)	第3回	H16/7/25 (日)
第40回	H17/3/14 (月)	第4回	H16/8/19 (木)
第41回	H17/5/17 (火)	第5回	H16/9/23 (木)
第42回	H17/7/21 (木)	第6回	H16/10/4 (月)
第43回	H17/7/25 (月)	第7回	H16/10/18 (月)
第44回	H17/8/5 (金)	第6回	H17/4/24 (日)
第45回	H17/8/24 (水)	第8回	H16/11/10 (水)
第46回	H17/9/24 (土)	第9回	H16/12/1 (水)
その他	設立会、発足会 第1回 合同懇談会 第1回合同勉強会 シンポジウム 拡大委員会 提言説明会 しっかりしてや!!流域委員会 ファシリテーターとの検討会 木戸川、天瀬ダム意見交換	平成13年開催 平成14年開催 平成15年開催 平成15年開催 丹生ダム意見交換会 住民の意見を聞く会 住民と委員との意見交換会(丹生ダム) 住民と委員との意見交換会(余野川ダム) 住民と委員との意見交換会(川上ダム) 住民と委員との意見交換会(木戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発)	H16/9/27 (月) H16/12/5 (日) H17/8/17 (水) H17/8/18 (木) H17/8/20 (土) H17/8/22 (月) H17/9/12 (月)

配付資料及び意見書の閲覧・入手方法

以下の方法で資料及び意見書を閲覧、または入手することができます。ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

ホームページによる閲覧

配付資料及び意見書は、ホームページで公開しております。

郵送

郵送による配付資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。（希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。）ご希望の方は、FAXまたは郵送、E-mailで庶務までお申し込みください。

閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

「意見書」の入手

意見書の送付を希望される方は、氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号と「意見書希望」を明記のうえ、下記までご連絡ください。

※頂いた個人情報については、上記資料及び意見書の送付のみに使用させていただきます。



ご意見受付

淀川水系流域委員会ではみなさまのご意見を募集しています。

ホームページ、E-mailまたはFAXにてお寄せ下さい。

※氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号をご記入のうえ、下記までお寄せ下さい。

※寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願ひいたします。

※ご意見を公表する場合には、団体・会社名（または居住地）とお名前も公表いたしますので予めご了承下さい。

※ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表のみに使用させていただきます。

■ホ ムペ ジ <http://www.yodoriver.org>

■E mail yodogawa@gene.mizuho_ir.co.jp

■TEL 06 6222 5870

淀川水系流域委員会 庶務
みずほ情報総研（株）

■FAX 06 6222 5871